

る上で交渉を持つつもりでございま
す。まだだい今までのところ積極的
に具体的な交渉を持つおりません。
しこうして、アメリカにおける景気の
状況等は、非常に激的な変動はないも
のだと予測いたしております。特に年
が明けまして一月、二月というような
月は、アメリカの金融市場も比較的閑
散な時期であります。こういう際に
具体的な交渉に入ることができるとい
うとすれば、当方にとりましても、
有利なものにおいて話を進め得るので
はないか。この点は、池田元大蔵大臣
がアメリカに参りまして各方面を打診
したところも同様でございます。従い
まして、何とぞ、皆様方のお力により
まして、すみやかに本法律案の成立を
願いまして、そして私どもが具体的に
折衝し得るような段階に一つ御協力を
願いたい、かよう考へておる次第で
ござります。

○横山委員 非常に抽象的なお話をござ
いますが、少くとも世界銀行の金利
が五分七厘五毛、最近六分になるよう
であります。が、この際に、アメリカに
おいて募集いたします外債が不利であ
るならば募集しないというあなたの先
般の表現は、アメリカの経済事情がど
ういう事情にあり、どの程度でこれが
実現できるかという見通しをもお持ち
になつておるのではないかと思うので
あります。しさかその具体的な点に
ついて説明をしていただきたいのであ
ります。

○佐藤国務大臣 前国会に本委員会を
通じて申し上げましたように、金利が
当方にとりまして非常に不利であると
いう場合におきましては、これの具体
化は差し控える、こういう考え方方に変
ります。

りがない。この点は今日重ねてお答え下さい。この金利自身が最近変ったのではなく、か、こういうお話をございますが、たゞいままでのところ、世銀の金利自身の引き上げは行われておりません。これは将来の問題といたしまして引き上げがあるのではないか、こういうような心配を一部でいたしておりますが、たゞいままでのところそういうものはございません。この点ははつきり申し上げることができます。

なおまた、この年末までに、アメリカ市場におきまして第三国が外債を募集しておる実例等もございます。オーストラリアとの経済力の相違等がござりますから、そういう点で、私どもが交渉する場合に、直ちにこれを採用すると申すわけではありませんが、こうしたことを最も近い先例として考へ得るのではないか、かように考へておる次第でございます。このオーストラリアの外債発行の条件などは、たゞいま私どもは詳しいものをつかみ得ない、こういう状況にございます。しかし、私どもが今つかんでおるところでは、比較的有利な条件下において結ばれておるのであります。この資本などは日本の外債発行の場合に私どもが取り上げ得る参考材料だ、実はかよう考へておる次第でございます。

○横山委員 もう一、二点でござります。

金調達のための外資導入に非常に警戒感をもなさっていた政府が今外債を募集中である、こういふこととの矛盾、第二番目は、國內で円資金を出しておる経済開発は消極的でありながら、外資を導入して行う経済開発は積極的であるところの借款に血道を上げることの矛盾、第四番目は、不況対策は国内政策としてう矛盾、第三番目は、自己資金で外資はどんどんためながら、外國から借りたうのに、外資を借りて経済成長率を高めるということの矛盾、これと外貨導入といふ矛盾については、今日まで政府側から十分な解明がなかつたのであります。今明年度の予算編成期に差しかかりますから、これから問題が現れるとして、外貨導入といふ一つの経済政策の太い筋道を通すについて、明年度の予算の過程でこれらの矛盾を解消するか、あるいはこの二つの矛盾を解消するというのであるならば、これはかなりの程度筋道が通るのであります。臣としてこれら今あげました矛盾を昭和年度の予算編成の過程で解決をなさくていくつもりであろうかどうか、これがお伺いをいたします。

外資導入について、今回外債発行、かような形式をとりますが、前国会におきましてもしばしば御説明いたしましたように、すでに世銀その他から内に導入されておるドル資金といふのも相当多額に上つておるのでございまして、この三千万ドルの外債発行など、初めで外資が入つてくる、こういう状況なものでないことは、これは一つ御了承いただきたいと思ひます。同時にまた、世銀その他これらとのところからいわゆる電力債その他のものが入つておりますが、いわゆる基幹産業に対する融資の道は、たゞ一九五〇年銀等、まあ特殊の国際金融機関からその資金を得る方法がござります。その他の産業の面等におきましては、特許権その他の名目のもとにおいて相当の援助を受けておる。これらの点より、一つ念頭に置かれまして、産業の向上と発展のために、政府といたしましては、円資本なりあるいはドル資金なり、そのいずれにいたしましても、これを経済発展のために協力できるよう、な態勢に持ち込むという考え方で、こちらの制約を受けていく。今まで申されをこの機会に重ねて申し上げる次第でございます。

東海道線を初めその他の問題について話しかけられておるようであります
が、これらに対する影響はない、か、こ
の交渉はどうなつておるか等、これに
直接間接に関連をいたします諸問題に
ついての御説明をお願いいたします。
○佐藤国務大臣 結論から先に申し上
げますと、防衛分担金の交渉とかある
いは特別援助物資の跡始末であると
か、その二つには関係はございません
。今後の問題といたしまして、防衛
分担金の問題は防衛分担金の問題とし
て、アメリカと交渉を進めていく考
え方でございますし、また特別援助物資
に対する跡始末の問題は、前国会にお
いて大蔵委員会を通じてお答えをいた
しましたように、わが国の賠償問題等
の見通しがついた後にその問題にとり
かかるということございまして、こ
の問題の交渉はしばらく時期を延ばし
ておるという段階でございます。ま
た、第三の国鉄新幹線の建設等におけ
る外債等につきましては、これは、外
債にするかどうか、どういう方法にす
るかは別といたしまして、外國資金の
援助を受ける必要があるのではないか
という考え方から、今回その方面の関
係の人たちがアメリカから参りました
ときに、十分国鉄当局とも話し合いを
させ、同時に、実際にその調査に乗り
出さして、深い理解を持って帰つてお
るような次第でございます。この問題
は、基本的には、新幹線を取り上げる
という問題なり、またこれをいかに実
施していくかという問題とももちろん
関係のあることでございます。そうい
う場合に、内外の資金をいかなる方法
で調達していくかということでござい
ますが、だいたいまでのところは、こ

の外貨債の発行が悪影響をもたらさない
うようなことにはもちろんならない
と思います。むしろ、私どもの交渉次
第によりましては、おそらくこの鉄道建
設ということが決定され、その資金を
確保する、こういう場合に、好影響を
もたらすような方向でこの話は進める
べきではないか、実はかように考え
て、ただいま取り組んでおる次第でござ
ります。

○早川委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 ただいま議題になつてお
りまする法律案は、第一条によつて、
ドル表示の公債を政府が発行する権限
を認める、あるいは第三条で、アメリカ
合衆国ドル表示の借入金をする権限
を政府に与える、こういう法律案のよ
うでありまするが、これは、ドル表示
のものであれば、募集の地域はどこで
もよろしいか、北アメリカ合衆国だけ
であるか、あるいは欧州でもいいか、
カナダでもいいか、ソビエトでもいい
か、それをお尋ねいたしたい。

○佐藤国務大臣 竹谷委員にお答えい
たします。

過去、アメリカで募集されておるド
ル資金の外債が、アメリカ市場で消化
されないで、欧州市場で消化されたと
いう話をしばしば聞くのであります
が、今回の金額はきわめて——きわめ
てとは申しませんが、少額でございま
すし、この程度はアメリカ市場でこれ
を消化する、こういうような話し合い
で今日まで参つておる次第でございま
す。

○竹谷委員 大蔵大臣の答弁の裏は、
そうしますと、ドル表示の金であれば
どこで応募してもらってもよろしい
だと思えばソビエトなり中国が応募して
います。

○佐藤國務大臣 法律的な論議はただいま言われるようなことになるかと思ひます。が、実際に世話をしております証券銀行等から見ますと、現実にはアメリカ市場で消化される、かように御了承いただきたいと思います。

○竹谷委員 まあ法律上では、どこで募集しても、どこが応募してもいい、こういうことになるが、現実には、今回はアメリカの応募に待つ、こういふ趣旨であることはわかりました。まあいろいろ今後こうして借りるようになるためのこれは第一段階の措置であろうと思うのですが、外債を発行する、それによって別に政治的にどうのことのということはないと思うのであります。が、だんだん金額が多くなり、いろいろな関係が出てきますと、これは非常に政治的な意味を持つてくる。商業的に外国から日本の必要な開発資金籠を調達する場合、金利が安くて相手がよければ、どこから借りてもいいのではないか。たとえば西ドイツは六十億ドルもの外貨を持つておる、あるいはソビエトはもつと有利な低金利でもあります。しかし、こういうような場合には、商業的に有利な方から、何ら将来政治的な意味を持たせないで、一国だけに片寄った特別な経済的な依存関係を持たず。これはどう考えるか。将来、西ドイツなりソビエトなり、こないところから借りる意思があるのか、今後も続けてアメリカだけでしか

募集しないというお考えであるかどうか、承りておきたい。

○佐藤國務大臣 理屈の問題もさることで、されども、こういうものは、やはり片一方から貸してくれるといふことが十分であり、こちらからも借りる。そうしてそれが相対として考えるのでござりますので、ただいまいろいろの具体的な場合を例示なつて、この場合どうするか、こうするかといふお尋ねでございますが、自然的にさまるのじやないかと思います。

○竹谷委員 この間西ドイツのエアールトが来て貸してもいいと言つた。ソビエトも、もっと安い、年に一分くらいで貸してくれる、こういう場合には政府は拒否するか。アメリカからだはしか借りない意向であるかどうか。商業的にやつたらどうですか、政治的にばかりきめないで。

○佐藤國務大臣 ただいま結論として、別にこれは政治的にきめておるわけございません。これはむしろ経済的コマーシャル・ベースできめておるのでございまして、その点は御意見通りでございます。

○早川委員長 石村君。

○石村委員 先ほどから横山君の質問もあり、また前臨時国会でも相当この問題は論議されたと思いますから、私は最後の機会に念を押す意味で簡単にお尋ねいたしますが、この三千万ドルの外債を発行するという趣旨は、結局の第一目的というものは、円資金を必要とするという意味であるのか、それとも日本の外貨準備のためを一つは考えておるのか、どちらに重点を置いておるの

○正示政府委員 この点はたびたび大臣からもお答えを申し上げましたと存じますが、外貨準備を蓄積することも、もとより外貨債の当然の効果として期待をいたしております。さらに国内におきまして必要な電源開発の資金というものにも当るわけでありまして、まさに「一石二鳥」をねらっております。

○石村委員 もちろん外債ですから、外貨準備にもかわってくるということはわかるわけなんですが、ただこの外債を三千万ドル発行しようという第一目的ですね。これは並列的なものではなしに、やっぱり第一目的があるのじゃないかと思う。今日、日本の外貨準備の点からいえば、それほど三千万ドルが重要であるとは考えられない。従ってどちらかにやはり重点がある。

将来の問題を考えておるのかもしけませんが、現在この法律をどうしても通してくれ、こう大蔵大臣は先ほども懇願せられたわけですが、それほど重大なものなら、第一目的というものがはっきりしておるのじゃないか。また、円資金と申しますか、世銀が電源開発関係を一部削除した。そのためにもうを得ず円資金を目的としてこれは借らざるを得ないのだということどうか。どちらか重点があると思う。その点をお答え願いたい。

○正示政府委員 お話の二つの機能につきまして、どちらが第一義的であるかというお尋ねでございますが、この点は私は客観的な情勢によっておのずから変わってくることが考えられると思うのであります。非常にこの外貨準備が枯渉してあるようなときにおきま

では、もとより外貨準備ということになります。非常にウエートがかかると存じます。今日の事態のもとにおきましては、国際収支は非常に堅調な足取りをたどっておりますので、むしろ、今石村委員長の御指摘のように、当面必要な国内における円資金という面がウエートが強くなつておるのじゃないか、こういうお考え方かと存じますが、これらは、いわば客観的な情勢によりまして、おのずからそのウエートの置き方といふものが変つてくるのじゃないか、かよう考へております。

○佐藤國務大臣　今の話では不十分でございまして、お尋ねの点、あるいは少しばけけておるかと思いますが、この外債を発行いたしたいという三千万ドルは、かねてから、電源開発所要資金といたしまして、世銀に対し約四千ドル近いものを予定いたしておったのが、かねてから、電源開発所要資金といふものにかわる意味において、この三千万ドルを発行しようということでござります。この点は、当初この外債でござります。この世銀からの融資と資料画といふものをよくお話しいたしましたので、今回のこの外債発行についての必要性はおわかりがいただけであるのではないかと思います。従いまして、當時も申し上げましたように、外債の発行が非常にむずかしいような場合といいますか、これが不可能であるというような場合におきましては、従前通りに、世銀からの融資のワクをして、この外債をこれだけ発行いたしまと、結局この範囲だけ世銀のワクが

広がるということだと思います。これが資金がほしいのか、田初の外債というか、外国からの資金を確保する。その計画の一部としてこのものを取り上げた。同時にそれが円金として国内で使われる。こういうものであることは御了承がいただけるのではないか、かように思います。つま
がいわゆるドル資金がほしいのか、田
金がほしいのか、こういうことにな
なって、今のお尋ねのような議論にな
らうのだと思いますが、事情は、その当
初の外債というか、外國からの資金を
確保する。その計画の一部としてこの
ものを取り上げた。同時にそれが円
金として国内で使われる。こういうもの
であることは御了承がいただけるの
ではないか、かように思います。つま
であります。
○石村委員 大体、大蔵大臣の御説明
で一応の考え方はわかりましたが、そ
ういたしますと、今回は三千万ドルで
すが、これが将来政府としてはさらに
五千万ドルとかなんとかというような
ことを考えておるわけではない、こ
理解していいのですか。それとも、事
情――事情といえば、将来いろいろ
わけのわからぬことがあるのでしょうか
が、どんどん外債を募集していくこと
いう含みがあるのかどうか。どうも正
示局長の説明だと、そういう含みがあ
るようとにされるのですが、その点をあ
もう一度はっきりさせていただきた
い。
○佐藤国務大臣 ただいま石村委員が
みずから自問自答しておられるようだ
考え方でいいのだろうと思います。い
わゆる将来の問題は将来として考える
んだろう、今回は三千万ドルだろう、
こういう冒頭のお考え通りでけつこう
なのでござります。ただ、気持の上か
ら申しまして、将来どんどん外債を発
行するという、こういうような気持は
もちろんございませんし、どんどん
発した場合に、そういうものがどんど
ん引き受けられるとも実は考えられな
い。

い。そういう点はおのずから日本の立場からいふと、経済力といふものを勘案して決定すべきものでござりますから、今外債の発行が成功したからといって、将これでせきを切つて日本の負債がどんどんふえるのじやないかというそうち御心配はなさらなくともけつこうどうないか。また私どももさようなことを考へる筋ではございません。

○石村委員 円資金問題についてはどうだいろいろ論議したい点もあるのですが、限られた時間ですから、それは後日に譲ります。

○早川委員長 これにて質疑は終りました。

君。 続いて討論に入ります。横山利弘

○横山委員 簡単に、要点にわたって、私は社会党を代表して反対討論申し述べたいと思うのであります。

少くとも、一般的な経済事情の段階におきましては、外債を発行すべき理由がある点は三点だといわれてゐる所であります。一つは、国内資金が不足する中で、経済成長率の向上を必要とする場合であります。一つは、外貨を逼迫する中で、外国での物資が必要となり、買い入れをする場合であらうと思われます。第三番目は、資金の余った国で金利が安いからという場合であります。非常に長い期間、長期に借りかかることも該当しない。要すれば、べどくどこに向かうかが可能であるとか、そういういふ場合に外債を募集するのが、一般的理論であります。しかし、今回大蔵委員会で私どもが政府側にその意向をたしましたところ、とにかく今少額ではあるけれども、長らくや

なかつた外債を募集するといふ実績一つ作つておいて、そういう実績作つた上において今後本格的なことやりたい。その地ならしのためにやつておきたいのだ。これが政府側の言私どもに対する一番説得力のある理でございました。しかし、それであらば、今日どうしても外債を募集なければならぬという理由は生まれございました。されかあらか、この外債に対する政府側の態度いうものは、二転、三転、著しいも拒否された。これはもうあかぬといふことになつた。その次に、本年の春とでございましたか、一萬田さんと、ラック総裁との会見があつた場合にございました。たとえば、昨年の春とでございましたか、一萬田さんと、一萬田さんとの間に協議があつて、と一萬田さんと、アーチスト・ボストンの渡辺理事を通じ、いろいろな理由あげて、とてもこれはあかぬぞといふ話があつて、またあかなんだ。今まで復活した。今年の六月に、IMFへ行つて、そうして佐藤さんが銀からの借款に非常に努力をされた結果、世銀はお前の方で一つ自分の力を出してみる、こういう話が——新聞伝えるところでござりますから、はどううっしゃるか知りませんけれども、私は一般的に信じられておる理由としては、いろいろと政府側からのお話をしました。そう一般にいわれておるのでもう理由といふものが足らないのであります。その二転、三転をいたしまして、

くもないのであります。また自己資金である外資はぐんぐんためながら、本年度は四億ドルだとか五億ドルだとかいう数字がもう出ておりますのにかかる血道を上げなければならないのか、なぜ自己資金である外貨を使っていかないのか、そういう矛盾をこれはおおう言つておきません。それから、もう一つの理由は、不況対策をしないと言つていらつしやる。また不況でないと、本年春以来の経済の低迷、横ばい、あるいは一部産業における危機といふものは、何とおっしゃいましょうとも、これは現実の事態であります。そういう経済政策に対しても、本年春以来の経済の低迷、横ばい、あるいは一部産業における危機といふものは、何とおっしゃいましょうとも、これは現実の事態であります。そういう経済政策に対してはきわめて消極的で、閣内における意見の対立も伝えられておるのでありますけれども、そういう国内政策における状況はかるという立場といふものの矛盾と、外貨を借りて経済成長率の向上をはかる、一体どういうふうになるのでございましょうか。

あるいはイロア資金、ガリオア資金等を含めますならば、相当多額なものであります。さらに、その他の今日確定をしておりませんイロア資金やその他との賠償を含めますときには、なかなか今日の日本の経済事情のもとにおいて容易ならざるものと思われるわけであります。しかるにもかわらず、今どうしても必要とも思われない、積極的な理由があるとも思われない外債に對しまして、いろいろ二転、三転した結果、場合によつては、これは面子の問題とも私は思われる所でありますけれども、そういうお立場については、少しここでお考え方をなさる必要があるのではないか、こう考えられてならないのです。日本の經濟といふものがこれから一体どういうふうになるのであらうか。この外債が、一たん産んだ子供がどんどん成長いたしますということは、各国の外債の歴史的事情からいって、これは大きくなることはあっても小さくなることはありません。従つて、今日、たつとおっしゃるかもしれませんが、この百億内外の外債というものが日本の今後の歴史の中で大きな障害となるということを、私はきわめて危険に存ずるのであります。もちろんそれは百パーント危険であるということを断言はいたしませんが、経済歴史の中で、最初は小さかつたこの外債が、ひいては内債となり、赤字公債と發展をし、そして大きな障害を与えるであろうということを、今日の状況において予言をしなければならぬと痛感をするものであります。

外債を発行することについて、私は日本社会党を代表いたしまして強く反対をいたします。私の討論は以上をもつて終る次第であります。

○早川委員長 これにて討論は終じたしました。

統一して採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、この際お詫びいたします。ただいま可決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○早川委員長 次に、昨十六日付託されました佐藤觀次郎君外十三名提出、所得稅法の一部を改正する法律案を講題といたします。

提出者より提案理由の説明を聽取することといたします。佐藤觀次郎君。

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改定する。
（一般職の職員の給与に関する事項）

第六条に次の二号を加える。

十五 第九条第一項第五号に規定する給与所得のうち、夜勤手当

法律第十八条规定する夜勤手当をいう。及びこれに類する給与で命令で定めるもの（それらの勤務一時間当たりの額が、命令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五をこゝる場合においては、そのことの額の合計額に相当する部分を除く。）

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の所得控法第六条第十五号に掲げる給与等を得て昭和三十四年四月一日前の支給に係るものについては、なお従前の例による。

推定をいたします。このくらいの金は、政府において十分措置し得ると考える次第であります。

今日税制の特例は、各方面にわたり行われておりますが、それらはほとんどが大企業、大口所得者に対するものでありまして、日本産業の基礎となつております労働者に対する思慮は、ほとんど皆無であります。何とぞ、御審議の上、深夜黙々として産業復興、公共、治安、病人の看護、交通安全に携わっております男女労働者諸君に対し深甚の考慮を払われまして、すみやかに可決されんことをお願いする次第であります。(拍手)

○早川委員長 次に、専売事業に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。石村英雄君。

○石村委員 昨日から塩田整理問題についていろいろ伺つておるのであります

すが、どうも、総裁あるいは大蔵大臣の御答弁を見ましても、われわれの納

得のいかなしい」とか非常に多いのであります。大体、日本の過剰塩の問題

は、何もきのうきょうに始まつた問題でなく、この委員会では昨年から大問

題になつて、相当論議されてきた問題であるつまづきあります。ここらへんを

であるけれども、どうぞお読みください。

も、これに対して總裁や大藏大臣は
はっきりした御返事をなさつていらつ
しゃいませんし、また、聞くところに
よりますと、大分県の豊後高田といふ

ところでも、この夏もしきりにこのことは私は問題にいたしましたが、依然として流下式に転換が継続工事でやらされている。過剰塩で何とかしなければならぬというときに、新しくどんどんそういう流下式の転換だとか、あるいはまだ潮止めも終っていないというところを依然として継続させるということは、常識から考えるとどうも納得いかないわけであります。何とかして塩田を整理しなければならぬという事態に立ち至つておるとならば、たとえも、早晚廃止をさせなければならぬといふことを考えますと、まだ完成していないところをやめさせる、流下式の許可は取っているが、まだ着手していないのなら、それを中止せること、そういう措置が当然とられていいやないか。それを、以前許可しているからといってそのままどんどんやっておる。そしてあとでこれを整理するということになれば、公社としても、国としても、きわめてむだな施設を知りながらやらせる、こういうことになる。従つて、こういうことが現実の問題になっているときには、まだ未完のもの、着手していないもの、こういうものは、とにかく過去の見通しの誤まりという責任問題は別といたしまして、とりあえず中止させるということが常識的な处置ではないかと思う。これを一向やりにならぬのはどういうわけか、われわれ納得いかないわけですが、この点まず結論はどういうふうに理解になっておりますか。

問がございまして、お答えを申し上げたのであります。が、製塩事業は許可をいたして、許可を受けた者が製塩事業を行います場合に、生産過剰であるというような見通しから、許可をして工事を取り消すというわけにはいきません。それからまた、停止を命ぜるというようなことが話し合いでできれば、それは別でけれども、業者として株主関係、あるいは資本関係、金融機関の関係等があつて、なかなか一たん始めた工事の中止は困難だと思いません。従いまして、そういう中止を命ずるというようなことになれば、補償等の問題も解決のめどを立てなければ、民業に干渉、圧迫を与える、こういうことになるわけでありますので、公社として法律の建前からそのことは非常実行が困難であるということを説明に実行が困難であると、こういふ質問がございましたが、大体この前お答え申し上げたので、御了承願つておるかと思うのであります。きょう重ねて御質問がございましたが、大体この前お答え申し上げたと同様の趣旨でござります。

○石村委員　そういう御答弁は前からございました、着手途中のものをストップさせると、それに対しては補償しなければならぬということは当然でございます。しかし、それができ上つてもやはりそれをやめさせなければならぬから、今一度の塩田整理という問題が起るわけであります。そうするとすれば、まだ途中でやめさせた方が補償額が少くて済むわけだ。国家的にもその方が有効たまうわけだ。役にも立たぬものをどんどん作らして、そうしてやめさせて補償する、こんなばかげたことはないわけです。だから、それを法律的にはどうもしようがないといって、いつも答弁されることが、常識的にわれわれは理解できないと言つておる。それは許可したのだからしようがないといふれば、法律的にはそうあります。が、行政的に話し合ひがつかないのか。やれないのか。そこが不審でならない。これは大蔵大臣どのようにお答えになつておるか。一たん許可したから、先に行つてやめさせなければならぬということがわかつていながらも、それをどんどん継続工事を進めさせることになる。結局むだなものをつくる。国民経済手のものだとかあるいは着手中のものからいっても大へんなむだなことだと思います。

を除外するとかしないとかいうようすを中だ、こういうことを実は申し上げておるのでございます。法律的には、生ほど来申しますように既得権者であるということはもうはっきりしている。あるいはそういうものをどういふよな扱いをするかということは審議会が結論を出してくる。その結論を待つ上で大蔵省なり専売公社なりは処置をきめる、こういうことを実は申し上げておるのであります。この審議会が答申を出さない前に理論的な意見の交換をすることが、これは審議会に対して本を有効な参考資料を提供することになつてけつこうかとも思います。われわれ管理者側の者といたしましては、せつからく諮問している最中でござりますから、やはりその答申を待つて、その結論を見て、かかる上で处置をとる、こういうことを申し上げておるのでござります。どうかこの点御承りいただきたい。

に、一応今までの入浜式を流下式にさらに変えるということは、それは場所のいろいろな問題があるかもしれません。が、少くとも行政的に判断して、行政的な話し合いなり何なりが行われてしかるべきだと思うのです。詔問機関のなにがなければ何もできません、そんな総裁というものは、これはまるでロボット、でくの坊で、無理に松隈さんがおいでにならなくとも、だれがいたっていいわけです。審議会にかけてはその結論でやっていけば、それで責任が済む。そんなばかなことはない。法律的にどうしても審議会にかけてやらなければ何もできないという制度なら、これはやむを得ませんが、それでは松隈さんなんかにわざわざすわってもらう必要はない。どこの赤ん坊を据えておいたたいてい。これはどうも合点がいかない。松隈さんはそんな人ではないと思うのです。不思議でならないのです。理解できない。大蔵大臣が重ねて御答弁なさっても理解できな。どうかもっとわかりいしように答弁をして下さい。

いま審議としておる間だから、お待ちを願いたい。御了承がいかぬとおつしやいますが、ぜひとも御了承を願いたい。このように思います。

同時にまた、実情として、ただいま監理官からも伺ったのでござりますが、ちょうど昨年の暮れのことだそうですが、公社と塩業者との間で、既認可のもので未着手のものの工事をいかにしてするかということを相談いたしました際に、昨年の暮れの公社と塩業者間の話し合いで、既認可のもので未着手のものについては工事を継続させ、こういう申し合せができていたださうございます。この点は一つの事実としてつけ加えて御報告をいたしておきます。

いろいろ法律的な議論もあることだと思いますが、公社自身も、製塩状況が非常に伸びておる今日におきまして、今日突然整理だというような方向にきたわけではないし、過去におきましてでもいろいろ工夫して参ってきておる。従いまして、新規の免許などはやっておらないし、また既認可のもので工事が未完成のものを一方的にどんどん進めさせるという処置もとらず、塩業者とも話し合いをして、比較的業者と公社間ににおいては事前の連絡もあつたやに伺っておるのでござります。これらの点もあわせてお話をいたしておきますから、御了承を願います。

○石村委員 そういう申し合せが行わされたかもしませんが、しかし、そのことがやはり問題だと思うのです。今度これをやめさせれば補償しなければならぬ。今までの途中のをやめさせないでどんどん完成させれば、その補償す。

額は大きくなるわけなんです。これは松限さんのポケット・マネーで補償するのなら別にどうということはないのですが、結局国民の金で補償するわけです。ですから、当事者としては、日本の国内塩が現在の形ではこのままでは多くなって困る、早晚整理しなければならぬとすることが一応はっきりした事態においては、やはりそのことを考えておやりにならなければならぬので、一たん許可したのだからもうしょうがない、どんどんやつて先で今度たくさん金を払って補償してやればそれでいいのだというのでは、これはあまりに国民に対して無責任な態度だといわざるを得ないでしょう。やはりあなたの方の考えじゃそういうことになるわけなんですか。これは私も不思議ですが、業者も非常に不思議に思っている。それを、松限さんや大蔵大臣の考え方じゃ、不思議でない、当りまえのやり方だ、こう御判断なさっているのですか。

られるとは思ひません。そういうものも新しいものになればいいじゃないか、こういう御議論だらうと思いますが、経営規模その他のこともありまして、立地条件その他のこともございましょうから近代的な設備を変えるということが望ましい、いたしましても必ずしも在來のものが直ちに變り得る、ということにはおそらくなかなかなり得ないだらうと思います。まして錦海灣の問題が論議になつておりますが、新たに埋立計画が実施されたとか、いろいろ土地の利用等を長い間かかって研究された結果、その計画が了承されたという事になつておると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、専売公社だけが単独な処置をとりまして一方的にやるとか、こういうもののじゃなくて、最近のような情勢になつてくると、製塩業者との間に公社自身もしばしば協議を重ねて來、実情についての正しい認識を持つ、こういう面においてもなおかつ専売公社だけの独断専行ではいろいろ不十分だらうということで、製塩事業の今後のあり方と取り組んでおるのでござります。そういう面においてもなおかつ専売公社なりばな対策を立てたいというのが、ただいまの現状でございます。従いまして、石村さんの言つておられることを私頭から否定したり無視したりする考え方ではございませんが、ただいま申し上げるよう、ただ既得権者であり、工事が途中なんだ、だから、整理をするにしても、これならば計画中だから比較的楽じゃないか、こういうような気持だけで処理はなかなかできぬいのじゃないかということを、実は昨

日来申し上げておる次第でございま
す。そういう点御指摘になつたような
ことをもやはり条件の一つとして、こ
の審議会は十分考えていく、そして
業界全体のあり方等についての構想を
まとめしていく、これが審議会の答申と
して出てくるのだと思います。もしも
そういう点についての答申が不十分で
ありますれば、おそらく、専売公社は
専売公社の立場において、また私ども
は大蔵省の立場において、業界のあり
方についての基本的な構想をまとめて
いく、こういう考え方である、この点
をつけ加えておきます。

かどうかということの判定をするわけであります。これは既設塩田に限らず、すでに許可され、現に工事中のものを含めまして、果してその塩田企業が能率的であるか非能率的であるかと

いうことを判断してきめるのであって、単に既設であるか進行中であるかということでは判断しない、こういう申合せになっております。そこで、この能率、非能率を判断する場合において、公社だけの判断にするよりは、せっかく塩業審議会というものがあるからして、この意見も聞いて案を立てた方がよろしいというので、昨年十二月、塩業者との申し合せの趣旨の具体的実現をはかります一つの方針として、塩業審議会の意見を聞いて、その答申を参考してから具体化したい、こうしたことで進んでおるわけであります。

○早川委員長 石村君、まことに恐縮ですが、大臣も予定がござりますので、もし残っておりましたら、あと一問くらいにして、明日も塩田に対するあれを予定いたしておりますから、本日はこの程度でいかがございましょうか。

○石村委員 それでは、本日はこれで一応打ち切っておきます。

○早川委員長 それでは、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。専売事業に関する件について、明十八日午前十時三十分より、山口県塩業組合連合会会长時政鉄之助君、生島塩業株式会社専務理事南原正種君及び日本塩業労働組合連合会会长小山武次君、以上三名の諸君を参考人として出席を求

め、意見を聽取いたないと存じます。よって、さように決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御意識なしと認めます。よって、さように決しました。明日は午前十時三十分より委員会を開催することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

〔参考〕

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)に関する報告書
産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第八号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕